特定事業者の再商品化委託に関する参考資料集

参考資料

1．再商品化義務を負う事業者の規模の判断基準 1
2．委託・受託関係にある場合の義務対象者について 2
3．容器包装に関する基本的な考え方について 3
4．容器包装の素材の判定について 15
5．ガラスびんの色別及びＰＥＴボトルの判定基準について 16
6．再商品化義務の履行方法について 17
7．罰則等について 20
8．特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン 21
9．有償指定による容器包装の分別基準適合物からの除外について 46
10．再商品化委託料金の支払い方法について 47
11．再商品化委託契約書（見本） 48
12．再商品化義務量算定係数の算出根拠 50

参考資料１

再商品化義務を負う事業者の規模による判断基準

特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者であっても、「常時使用する従業員の数」および「その事業年度におけるすべての売上高の総額」が下記の条件を満たす小規模事業者については、容器包装リサイクル法の適用を除外され、再商品化の義務を負わないことになります。

【適用除外の条件】
- 小売業、サービス業、卸売業を主に営む事業者については、常時使用する従業員の数が５人以下で、かつ年間の総売上高が７千万円以下の事業者。
- 上記以外の業種の事業者については、常時使用する従業員の数が20人以下で、かつ年間の総売上高が２億４千万円以下の事業者。

表　再商品化義務を負う事業者の判断基準

			会社・個人			組合等			民法第34条並びに、私立学校法人法及び宗教法人法に規定する法人
			製造業等	小売業・サービス業	卸売業	製造業等	小売業・サービス業	卸売業	
適用除外	常時使用する従業員の数 ※1	両方の条件を満たすもの	20人以下	５人以下	５人以下	20人以下	５人以下	５人以下	20人以下
	その事業年度におけるすべての売上高の総額		２億４千万円以下	７千万円以下	７千万円以下	２億４千万円以下	７千万円以下	７千万円以下	２億４千万円以下
適　用 ※2			上記以外①	上記以外②	上記以外③	上記以外④	上記以外⑤	上記以外⑥	上記以外⑦

※1：常時使用する従業員とは、事業主または法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約上常雇である旨が積極的ないし消極的に示されている者をいいます。次に掲げるものは常時使用する従業員ではありません。

(1)　事業主又は法人の役員
(2)　臨時従業員
　ア．日々雇い入れられる者（但し、１か月を超えて引き続き雇い入れられる場合を除く）
　イ．２か月以内の期間を定めて使用される者（但し、２か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
　ウ．季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者（但し、４か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
　エ．試みの使用期間の者（但し、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

※2：適用欄の丸数字は、「分別基準適合物の再商品化委託申込書」（申込用紙１）の業種区分欄にご記入いただく数字です。

参考資料２

委託・受託関係にある場合の義務対象者について

容器包装の使用量、リサイクルの容易さ、リサイクルに要するコスト等を実質的に決定することとなる、容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等の要素を指示した者が、原則として再商品化の義務者となります。

表　委託・受託関係にある場合の義務対象者について

委託の形態			再商品化義務者
特定容器（包装）利用事業者となる者	充てん委託	充てんのみを委託するもの	委託者
	ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ等	商品（中身）の調達と充てんを併せて委託するもの	①委託者が素材等を指示した場合は委託者 ②それ以外は受託者
	販売委託	充てんと第三者に対する販売を併せて委託するもの	
	輸入委託	容器包装に入れ又は包まれた商品の輸入を委託するもの	
特定容器製造等事業者となる者	特定容器を用いる事業者以外の者からの容器の製造等の委託		同上①②
	特定容器を用いる事業者からの製造等の委託		受託者

参考資料３

容器包装に関する基本的な考え方について

通商産業省　平成８年２月２１日
（改正　平成１１年３月５日）

一般廃棄物の太宗を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するシステムを構築し、もって廃棄物の適正な処理及び資源に有効な利用の確保を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成７年６月に公布され、また、その施行のための政省令が同年１２月に公布されたところである。

本資料は、このうち、省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則　平成７年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第１号）第１条及び第４条に関連し、特定事業者が再商品化の義務を負うこととなる容器包装の範囲等について、基本的な考え方を示したものである。

Ⅰ.容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かの判断の目安

１.法律上の定義及び効果

(1) 定義

この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要となるものをいう。（法第２条第１項）

(2) 効果

容器包装リサイクル法上の「容器包装」に該当すると、基本的には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化を行うという同法の体系の範疇と位置付けられる。（ただし、これらの責務が具体的に発生するのは、市町村が実際に分別収集を行う容器包装区分に該当する場合のみ。）

2.具体的判断の目安

容器包装リサイクル法の対象となる「容器包装」に該当するか否かは、次の点を目安に判断される。(1)から(3)までについては法律上の定義から直接的に導かれるもの、(4)については広範に及ぶ本法の関係者が、当該物が「容器包装」であることを容易に判断できることが求められることから、容器包装であるか否かは基本的には社会通念に沿って判断されるべきとの考え方に基づくものである。

なお、社会通念によっても、容器包装であるか否かが不分明であり、一律に整理することの困難なケース（中仕切り、台紙、緩衝材等）については、容器包装と位置付けられなかった他のものとの関係で不公平が生じないか、法目的の一つであるごみの減量化や制度の円滑な運用を図る上で不都合はないか等の観点を考慮して判断される。

(1)容器や包装か

→ 容器でも包装でもないもの（物を入れても包んでもいないもの）は対象外。

（具体例）・焼き鳥の串、アイスキャンデーの棒
- ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している胴巻き）を除く）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む。）、テープ類（包んでいないと認識されるものは対象外。）

（注）具体的には、包む商品全体を包むのに要する最低面積の1/2以下のものは対象外と解する。

- ひも、バンド
- 釘、ピン、ホチキスの針
- 飲料パックのストロー
- 弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- 能書、説明書
- 包装紙と兼用のもの以外ののし紙

→ 商品の付属品（商品の一部と解される。）の容器や包装は対象。

（具体例）・飲料パックのストローの袋
- 弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋

(2)商品の容器や包装か

→ 商品以外の物に付された容器包装は対象外。

（具体例）・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
・景品に付した容器や包装
・家庭で付した容器や包装
・有価証券（商品券、ビール券等）を入れた袋又は箱
・切符、郵便切手、入場券、テレフォンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
・金融機関等で配布される現金を入れる袋

→ 商品でなく、役務の提供に伴う容器包装は対象外。

（具体例）・クリーニングの袋
・宅配便の容器や包装

(3)中身の商品と分離した場合に不要になるものか

→ 通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないものは対象外。

① 持ち運びに支障を来すもの

（具体例）・コンパクト・ディスクのケース
・楽器、カメラ等のケース
・サバイバルナイフの革ケース
・テニスラケットのケース
・電動工具のケース
・積木箱

② 保管時の安全や品質保持等に支障を来すもの

（具体例）・コンパクト・ディスクのケース（再掲）
・楽器、カメラ等のケース（再掲）
・サバイバルナイフの革ケース（再掲）
・書籍の外カバー
・電動工具のケース（再掲）
・着物ケース
・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
・万年筆の保管用ケース

③ 商品そのものの一部であるもの

（具体例）・ボールペンの軸
・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル

(4)社会通念上、容器包装であると概ね判断可能か

→ 容器の栓、ふた、キャップ等は対象。

（具体例）・ＰＥＴボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
・金属缶のタブ（飲み口部分のもの）、缶詰のタブ（口全体のもの）
・カレー粉の缶のふた、贈答用紙箱の上ぶた
・名刺ケースのふた
・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのふた
・エアゾール缶のオーバーキャップ
・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分

① 中ぶたも含む

（具体例）・液状化粧品ボトルの中ぶた
・テニスボールケースの中ぶた
・チューブ入り調味料の口のシール

② シール状のふたも含む

（具体例）・チューブ入り調味料の口のシール（再掲）
・紙パックストロー挿入口のシール

→ 中仕切り、台紙等は、その使われ方が様々であり、次の①から③の整理に従い、使用形態により、個別具体的に判断。

① 商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるものは対象。

（具体例）・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底
・部品用の型枠
・クレヨンケースの中敷
・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
・ワイシャツの中の台紙
・パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
・板ガム、チョコレートの胴巻き

② ふた、トレーに準ずる容器包装そのものは対象。

（具体例）・バター等の表面を覆った紙製フィルム
・ブリスターパックの台紙

③ 容器包装と物理的に分離されて使用されており、必ずしも当該容器包装と一体となって物を入れ、又は包んでいるとは考えにくいものは対象外。

（具体例）・にぎり寿司の中仕切り（透明又は緑色のプラスチックフィルム）

→ 発泡スチロール製及び紙製の緩衝材等は、次の①～⑤の整理に従い、使用形態により、個別具体的に判断。

①商品を保護又は固定するために加工されているものは対象。

②立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているものは対象。

③比較的小型のものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているものは対象外（注）。

（注）商品が抜かれるとバラバラになってしまい、商品を入れている又は包んでいると解されないため。

④シート状の柔らかいものについては、商品を包んでいると解されるものは対象、解されないものは対象外。

（注）具体的には、包装により包まれている商品の面積が商品全体を包むのに要する最低面積の 1/2 を超えるものは対象、1/2 以下のものは対象外と解する。この際、ネット状の包装については、ネットの空間部分を含んでいる面積として考えるものとする。

⑤果物等に使われるネット状のものは対象（注）。

（注）ネット状であっても、商品を入れていると解されるため。

Ⅱ.「特定容器」に該当するか否かの判断の目安

1.法律上の定義及び効果

(1) 定義

この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。(法第2条第2項)

(2) 効果

「特定容器」に該当すると、その利用事業者と製造等事業者の双方に再商品化義務が課される。(両者で再商品化義務を按分。)

2.具体的判断の目安

基本的に、Ⅰ.により容器包装に該当すると判断されるもののうち、商品を入れるためのものと認識されるものであり、具体的には、該当するものをその形状により主務省令の別表にて列挙。

(特定容器に該当するものの例)

- 乾電池等のマルチシュリンク
- たばこ等のオーバーラップ
- ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等で販売段階で付されるレジ袋や紙袋
- エアゾール製品等のシュリンクパック
- カップめん等のシュリンクパック
- 飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- 飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、容器の一部として使用されるもの

※用語の説明については後述のⅢ.2.参照

Ⅲ.「特定包装」に該当するか否かの判断の目安

1.法律上の定義及び効果

(1)定義

この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

(2)効果

「特定包装」に該当すると、その利用事業者のみに再商品化義務が課される。

2.具体的判断の目安

基本的に、Ⅰ.により容器包装に該当すると判断されるもののうち、Ⅱ.の特定容器以外のもの。具体的には、商品を包むものと認識されるもの。包装により包まれている商品の面積が商品全体を包むのに要する最低面積の 1/2 を越えるものが該当。

(特定包装に該当するものの例)

- デパート等の商品全体を包む包装紙
- 生鮮食料品にトレーと同時に用いられるラップフィルム
- １枚の紙やフィルム等を折り畳んで用いるハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- 飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- コンビニエンスストア等で販売される弁当等に用いられるストレッチフィルム
- 鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ（両端解放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム

(特定包装に該当しないものの例)

- 野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル、ビールびんのラベル

(※用語の説明)

シュリンクパック	：	熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
マルチシュリンク(パック)	：	複数商品のシュリンクパック
集積包装	：	複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
ストレッチフィルム	：	手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム

※主務省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則）

別表第一（第一条関係）

一	商品の容器のうち、主として鋼製のものであって、次に掲げるもの （一）　缶（カップ形のものを含む。） （二）　（一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （三）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
二	商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のものであって、次に掲げるもの （一）　缶（カップ形のものを含む。） （二）　チューブ状の容器 （三）　皿 （四）　（一）から（三）までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （五）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
三	商品の容器のうち、主としてガラス製のもの（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）であって、次に掲げるもの （一）　瓶 （二）　カップ形の容器及びコップ （三）　皿 （四）　（一）から（三）までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （五）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
四	商品の容器のうち、主として段ボール製のものであって、次に掲げるもの （一）　箱及びケース （二）　（一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （三）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
五	商品の容器のうち、主として紙製のものであって次に掲げるもののうち、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び四の項に掲げるものを除く。） （一）箱及びケース （二）（一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
六	商品の容器のうち、主として紙製のものであって、次に掲げるもの（四及び五の項に掲げるものを除く。） （一）箱及びケース （二）カップ形の容器及びコップ （三）皿 （四）袋 （五）（一）から（四）までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （六）容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
七	商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの （一）　瓶 （二）　（一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器

八	商品の容器のうち、主としてプラスチック製のものであって、次に掲げるもの（七の項に掲げるものを除く。） （一）　箱及びケース （二）　瓶 （三）　たる及びおけ （四）　カップ形の容器及びコップ （五）　皿 （六）　くぼみを有するシート状の容器 （七）　チューブ状の容器 （八）　袋 （九）　（一）から（八）までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （十）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの （十一）容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器
九	商品の容器のうち、一から八までの項に掲げるもの以外のものであって、次に掲げるもの （一）　箱及びケース （二）　瓶 （三）　つぼ及びかめ （四）　たる及びおけ （五）　カップ形の容器及びコップ （六）　皿 （七）　チューブ状の容器 （八）　袋 （九）　（一）から（八）までに揚げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 （十）　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの

Ⅳ.「分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安

1.法律上の定義及び効果

(1) 定義

この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が法第８条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明かで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。（法第２条第６項）

(2) 効果

「分別基準適合物」についてのみ、事業者に再商品化義務が発生する。

2.具体的判断の目安

法律上の定義から直接的に導かれる次の４つの要件を満たす物が「分別基準適合物」に該当。

① 市町村が、容器包装リサイクル法に基づき市町村分別収集計画を策定し、同計画に従って、分別収集を実施して得られた物のうち、

② 分別基準（厚生省令にて規定）に適合するものであって、

③ 保管施設の設置の基準（主務省令にて規定）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する保管施設において保管されているもので、

④ ①～③の要件を満たせば、有償又は無償で譲渡できることが明かで再商品化する必要がない物として主務省令で指定したもの以外のもの。

（注）平成９年４月から適用開始となるものについては、そのうち、主として鋼製の容器包装、主としてアルミニウム製の容器包装、飲料を充てんするための主として紙製でアルミとの複合材以外の容器の３種を指定。

Ⅴ.「特定分別基準適合物」に該当するか否かの判断の目安

1.法律上の定義及び効果

(1)定義

この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。（法第２条第７項）

(2)定義

「特定分別基準適合物」ごとに、再商品化義務量は算定される。

2.具体的判断の目安

分別基準適合物（＝再商品化義務の対象物）を容器包装区分ごとに（≒容器包装の種類別に、例えば、ＰＥＴボトル、無色のガラスびん等の別に）分けたものを指す。

具体的には、主務省令にて列挙。それぞれの容器包装が具体的にどの容器包装区分に分類されるかについては、主として何製であるかによることとしており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する。

（具体例）

・全体重量が100ｇの容器包装においてプラスチック部分が60ｇ、紙部分が40ｇの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100ｇのプラスチック製容器包装とする。

・全体重量が100ｇの容器包装においてプラスチック部分が30ｇ、紙部分が40ｇ、その他の素材部分が30ｇの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100ｇの紙製容器包装とする。

Ⅵ.「特定容器利用事業者」又は「特定容器製造等事業者」に該当するかの判断の目安（「インプラント」に関する判断基準）

（※注：インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品製造メーカーが工場内でそれを基に製袋し、容器となして商品化している場合を指す。）

1.法律上の定義及び効果

(1) 定義

この法律において「製造等」とは、特定容器を製造等する行為（他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。）を受けて行う者を除く。）（法第二条第十項第一号、二号及び三号）

(2) 効果

容器包装リサイクル法上の「製造等」に該当すると、特定容器製造等事業者となり、自ら製造等した容器について再商品化の義務が発生する。

2.具体的な判断の目安

「インプラント」に関する判断基準として次の①から③に基づいて特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断を行う。

① 特定容器利用事業者より依頼を受けて、印刷やラミネート等の加工が施されたプラスチックのフィルム若しくはシート又は印刷やラミネート等の加工が施された原紙のロール又はシートを特定容器利用事業者が包材メーカーから購入して利用する場合は、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）が特定容器製造等事業者である。

② 無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートを包材メーカーが特定容器利用事業者の規格に従い、スリット、裁断等の加工を加え、納入して販売した場合には、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）がその特定容器製造等事業者である。

③ 特定容器利用事業者が、無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートをメーカーより購入し、そのまま使用する場合又は自ら印刷、スリット等を施して利用する場合は、特定容器利用事業者が特定容器製造等事業者である。

参考資料４

容器包装の素材の判定について

貴社（貴組合）が、利用または製造等する容器包装の素材の判定は、表中に示した判定基準にしたがって行って下さい。

素材名	素材の判定基準	
(1) ガラス製容器	○主としてガラス製の容器 （ほうけい酸ガラス製および乳白ガラス製のものを除く）	①びん（瓶） ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④(①～③)に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑤容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの
(2) ＰＥＴボトル	○主としてポリエチレンテフタレート製の容器 （飲料またはしょうゆを充填するためのもの）	①びん（瓶） ②(①)に準ずる構造・形状等を有する容器
(3) 紙製容器包装	○主として紙製の容器包装 1)段ボールを主とするものは対象外 2)原材料としてアルミニウムが利用されていない飲料用紙容器は対象外	①箱およびケース ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④袋 ⑤(①～④)に準ずる構造・形状等を有する容器 ⑥容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑦容器に入れられた商品の保護または固定のために加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑧包装
(4) プラスチック製容器包装	○主としてプラスチック製の容器包装 1)飲料またはしょうゆを充填するためのＰＥＴボトルは(2)に分類	①箱およびケース ②びん（瓶） ③たるおよびおけ ④カップ形の容器およびコップ ⑤皿 ⑥くぼみを有するシート状の容器 ⑦チューブ上の容器 ⑧袋 ⑨(①～⑧)に準ずる構造・形状等を有する容器 ⑩容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑪容器に入れられた商品の保護または、固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑫包装

※複数素材からなる容器包装については、「容器包装を構成する素材のうちもっとも重いもの（重量ベースで最も比率が高いもの）」に分類します。

参考資料５

ガラスびんの色別およびＰＥＴボトルの判定基準について

１．ガラスびんの色による３分類の判別について

・ガラスびんの色は「無色」、「茶色」、「青」、「緑」、「黒」等々がありますが、容器包装リサイクル法の色区分は「無色」、「茶色」、「その他の色」となっています。

・ガラスびんの色の判別は、眼で見たとおりに区別して下さい。なお、色区分で間違いやすい色および加工方法として、主として下記のものがあります。

（１）色について

・少しでも色のついたガラスびんは、無色ではなく、「その他の色」となります。

（２）表面加工したガラスびんの色別について

①フロスト加工

・ガラスびんの表面が「クモリガラス」のようなガラスびんがありますが、表面だけの加工でガラスびん本体の色は変わっていません。色の判別はガラスびんの口部を見れば簡単に何色のガラスびんを加工したか分かります。多くは無色です。

②表面有機加工

・上記のフロスト加工と同様で表面のみの加工です。無色のガラスびんの表面を極薄の色プラスチックでコーティングし、色々な色のガラスびんに見せているものがあります。色の判別は、①と同様にガラスびんの口部を見て行なって下さい。

２．ＰＥＴボトルについて

・酒税の対象となる製品、例えば本みりんに利用する場合は酒類として下さい。

・しょうゆ以外のつゆ・たれ・ソース等の調味料や食用油のＰＥＴボトルは、「その他プラスチック製容器包装」に含まれます。

参考資料６

再商品化義務の履行方法について

容器包装リサイクル法の再商品化義務の適用を受ける事業者は、法に定める３つの方法の中から選択して、特定容器の再商品化の義務を履行することが出来ることになっております。（下記参照）
貴社（組合）が法の適用を受ける事業者に該当し、貴社（組合）の再商品化義務の履行につき、当協会に委託されます場合には、別添「再商品化委託申込用紙（申込用紙１）」及び「再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙２）」によりお申込みいただきたいと存じます。

●容器包装リサイクル法のフレーム

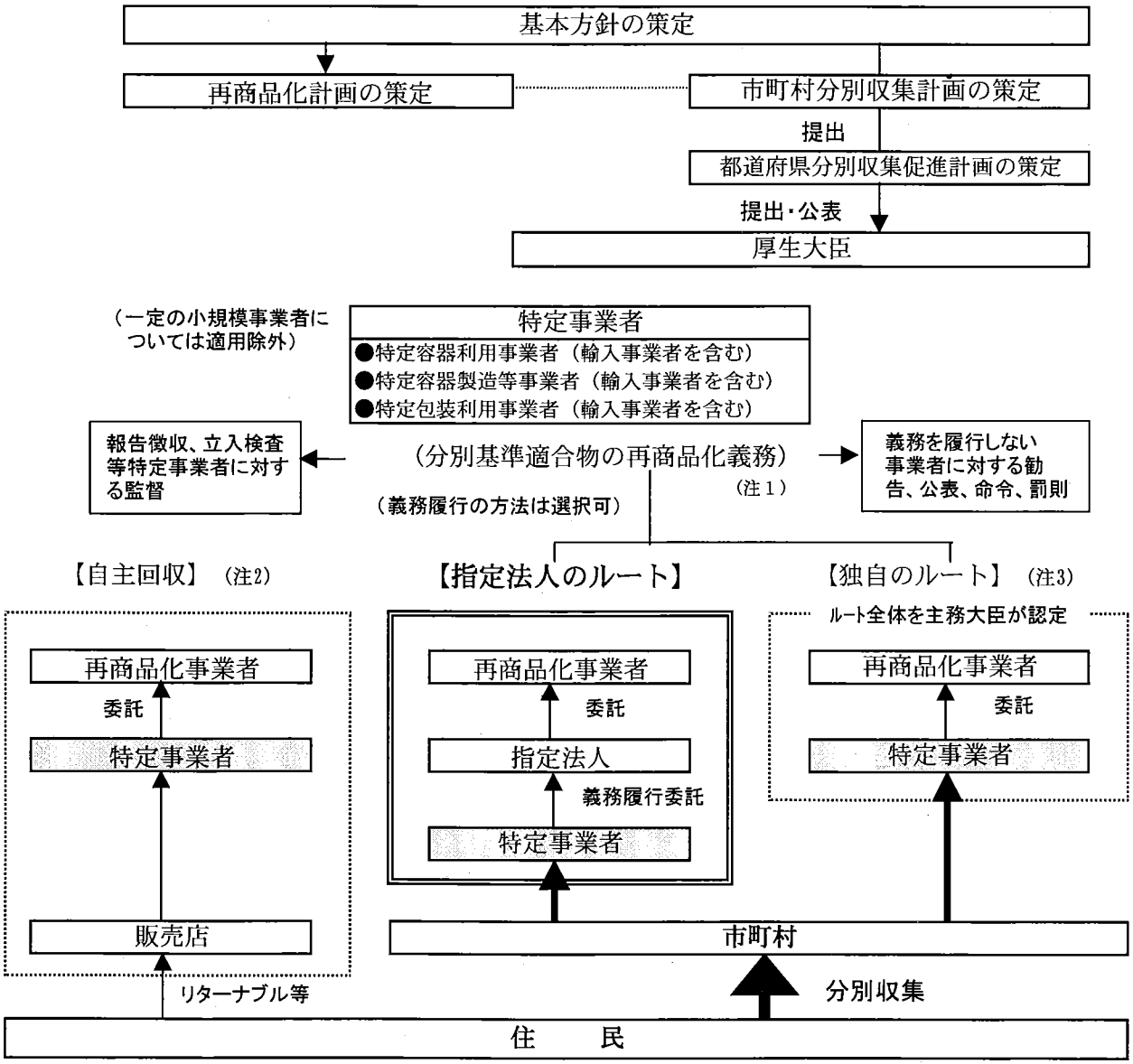

(注1) 有償または無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がないものとして、アルミ、スチール缶、紙パック（アルミ箔を使用していないもの）、段ボールについては、再商品化の義務の対象とはなりません。
(注2) 特定事業者は、その用いる容器包装または製造等する特定容器を自らまたは他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、当該容器包装の回収方法がおおむね90％を達成するために適切である旨の認定を受けることができます。この場合、残りのおおむね10％については再商品化義務が免除されます。
(注3) 一定の基準（※）を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者は、自らまたは直接再商品化事業者に委託して再商品化を実施することができます。　※:「一定の基準」については、次ページ参照。

独自ルートの認定に関する基準について

独自ルートによる再商品化を主務大臣に申請し、認定を受けるためには、以下の 3 つの基準を満たす必要があります。詳しくは、次ページに記載の各省庁担当課までお問い合わせください。

1. 再商品化実施者の基準

(1) 特定事業者が自ら再商品化を行う場合

・容器包装リサイクル法施行規則第 12 条の欠格要件に該当しないこと

(2) 特定事業者が指定法人以外の者に委託して再商品化を行う場合（受託者の基準）

・人員および財政的基盤を有すること

・欠格要件に該当しないこと

・自ら再商品化を実施する者であること（再商品化の再委託の禁止）

2. 再商品化実施者の所有する施設の基準

● 廃棄物処理法に基づく処理施設の許可を得ていること（許可を要する場合）

3. 特定分別基準適合物の地域に関する基準

● 次の表のとおりです。

独自ルートによる再商品化の割合（※）		特定分別基準適合物の地域に関する基準
80％超	特定容器利用事業者	独自ルートにより再商品化をする量の市町村別の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の市町村別の比率（分別収集をしていない市町村を除く）におおむね等しいこと。
	特定容器製造等事業者	独自ルートにより再商品化をする量の都道府県別の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の都道府県別の比率（分別収集をしている市町村がない都道府県を除く）におおむね等しいこと。
80％以下	特定容器利用事業者	独自ルートにより再商品化をする量の都道府県別の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の都道府県別の比率（分別収集をしている市町村がない都道府県を除く）におおむね等しいこと。
	特定容器製造等事業者	独自ルートにより再商品化をする量の地域ブロック別の比率が、特定容器を用いた商品の販売見込み量の地域ブロック別の比率（分別収集をしている市町村がない地域ブロックを除く）におおむね等しいこと。

※　独自ルートによる再商品化の割合は次のとおりです。

$$\text{独自ルートによる再商品化の割合} = \frac{\text{独自ルートにより再商品化をする量}}{\text{当該事業者の再商品化義務量}}$$

各省庁担当課のお問い合わせ先

大　　蔵　　省			
大蔵省理財局 総務課 たばこ塩事業室	〒100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	TEL 03-3581-4111(代表)
国　　税　　庁			
東京国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒100-8102	東京都千代田区大手町 1-3-2	TEL 03-3216-6811(代表)
関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒330-9719	与野市上落合 2-11 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	TEL 048-600-3111(代表)
大阪国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒540-8541	大阪市中央区大手前 1-5-63	TEL 06-6941-5331(代表)
札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10	TEL 011-231-5011(代表)
仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒980-8430	仙台市青葉区本町 3-3-1	TEL 022-263-1111(代表)
名古屋国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒460-8520	名古屋市中区三の丸 3-3-2	TEL 052-951-3511(代表)
金沢国税局 課税部 酒類業調整官	〒920-8586	金沢市広坂 2-2-60	TEL 076-231-2131(代表)
広島国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒730-8521	広島市中区上八丁堀 6-30	TEL 082-221-9211(代表)
高松国税局 課税部 酒類業調整官	〒760-8578	高松市天神前 2-10	TEL 087-831-3111(代表)
福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒812-8547	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	TEL 092-411-0031(代表)
熊本国税局 課税部 酒類業調整官	〒860-8603	熊本市二の丸 1-2	TEL 096-354-6171(代表)
沖縄国税事務所 間税課	〒900-8554	那覇市旭町 9	TEL 098-867-3101(代表)
国税庁 課税部 酒税課	〒100-8978	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	TEL 03-3581-4161(代表)

厚　　生　　省			
厚生省 生活衛生局 水道環境部 環境整備課 リサイクル推進室	〒100-8045	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	TEL 03-3503-1711(代表)
厚生省 健康政策局 経済課	〒100-8045	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	TEL 03-3503-1711(代表)

農　林　水　産　省			
東北農政局 生産流通部 企業流通課	〒980-0014	仙台市青葉区本町 3-3-1	TEL 022-263-1111(代表)
関東農政局 生産流通部 企業流通課	〒330-9722	大宮市北袋町 1-21-2 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	TEL 048-600-0600(代表)
北陸農政局 生産流通部 企業流通課	〒920-8566	金沢市広坂 2-2-60	TEL 0762-63-2161(代表)
東海農政局 生産流通部 企業流通課	〒460-8516	名古屋市中区三の丸 1-2-2	TEL 052-201-7271(代表)
近畿農政局 生産流通部 企業流通課	〒602-8054	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル	TEL 075-451-9161(代表)
中国四国農政局 生産流通部 企業流通課	〒700-8532	岡山市下石井 1-4-1	TEL 086-224-4511(代表)
九州農政局 生産流通部 企業流通課	〒860-8527	熊本市二の丸 1-2	TEL 096-353-3561(代表)
沖縄総合事務局 農林水産部 農政課	〒900-8530	那覇市前島 2-21-7	TEL 098-866-0031(代表)
農林水産省 食品流通局 企画課 食品環境対策室	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	TEL 03-3502-8111(代表)

通　商　産　業　省			
北海道通商産業局 環境資源部 環境対策課	〒060-0808	札幌市北区北八条西 2-1-1	TEL 011-709-2311(代表)
東北通商産業局 環境資源部 環境保安課	〒980-8403	仙台市青葉区本町 3-3-1	TEL 022-263-1111(代表)
関東通商産業局 産業企画部 環境保安課	〒330-9715	与野市上落合 2-11 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	TEL 048-600-0293(代表)
中部通商産業局 産業企画部 環境保安課	〒460-8510	名古屋市中区三の丸 2-5-2	TEL 052-951-2768(直通)
近畿通商産業局 産業企画部 環境保安課	〒540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL 06-6941-9251(代表)
中国通商産業局 環境資源部 環境保安課	〒730-8531	広島市中区上八丁堀 6-30	TEL 082-224-5676(直通)
四国通商産業局 環境資源部 環境資源課	〒760-8512	高松市番町 1-10-6	TEL 087-831-3141(代表)
九州通商産業局 環境資源部 環境対策課	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	TEL 092-482-5472(直通)
沖縄総合事務局 通商産業部 環境資源課	〒900-8530	那覇市前島 2-21-7	TEL 098-866-0031(代表)
通商産業省 環境立地局 リサイクル推進課	〒100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	TEL 03-3501-4978(直通)

※）平成 13 年 1 月以降、省庁再編により、お問い合わせ先が変更になる可能性がございますので、ご了承下さい。

参考資料７

罰則等について

１．義務不履行者等に対する罰則（法第 20 条、第 46 条、第 48 条）

再商品化義務の不履行により、主務大臣より再商品化すべき旨の勧告を受け、指導、措置命令などを受けてもなお従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。

また、帳簿の不記載や虚偽の記載、保存義務違反の場合や、主務大臣による報告徴収の拒否や虚偽の報告の場合、主務大臣による立入検査の拒否や妨害に対しては 20 万円以下の罰金刑が科せられます。

２．帳簿記載の義務

特定事業者が備えなければならない帳簿には、「特定容器を用いた商品の販売、特定容器の製造等、特定包装を用いた商品の販売および分別基準適合物の再商品化に関し必要な事項」を記載します。この帳簿は、再商品化義務の記録であると同時に、再商品化義務を履行した証明にもなるものです。特定事業者は、帳簿を１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間保存しなければなりません。

３．主務大臣による指導・立入検査等

主務大臣は必要に応じて特定事業者に対して事業や再商品化の状況について報告を聴取したり、事務所等に立ち入り帳簿や書類等を検査することができます。義務量の不履行があった場合などにこのようなことが行われます。

参考資料8

特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン

目次

	ﾍﾟｰｼﾞ
Ⅰ. 趣　旨	22
Ⅱ. 排出見込量の算定方法	22
1. 自主算定方式	23
2. 簡易算定方式	23
Ⅲ. 特定容器[又は包装]利用事業者の排出見込量の算定方法	24
1. 当該業種において販売する商品に用いた特定容器[又は包装]の量（A）	24
2. 自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量（B）	26
3.（B）（自ら又は他者への委託により回収したもの）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（C）	29
4. 容器包装廃棄物比率（D）	31
Ⅳ. 特定容器製造等事業者の排出見込量の算定方法	33
1. 製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量（A）	33
2. 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（B）	35
3.（B）（自ら又は他者への委託により回収したもの）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（C）	38
4. 容器包装廃棄物比率（D）	40
[参考]帳簿の記載例	42

特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン

通 商 産 業 省
平成９年４月（改正：１１年３月５日）

Ⅰ．趣　旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する特定容器利用事業者、特定容器製造者等事業者及び特定包装利用事業者（以下、「特定事業者」という。）は、法第１１条～第１３条の規定により、再商品化義務量を年度ごとに自ら算定し、当該量の再商品化をしなければならない。

このガイドラインは、法に基づき特定事業者が排出見込量を算定するための具体的な方法を示すものである。

Ⅱ．排出見込量の算定方法

特定事業者がある年度における再商品化義務量を算定しようとするときは、容器包装区分ごと、業種ごと（注）の排出見込量を以下の自主算定方式又は簡易算定方式により算定する必要がある。

なお、法第１８条の認定（自主回収の認定）を受けた事業者は、当該認定に係る特定容器[又は包装]については再商品化義務が生じないため、当該認定に係る特定容器[又は包装]の排出見込量を算定する必要はない。

また、特定容器を用いた商品を輸入している事業者の場合には、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方の義務を負うため、Ⅲ．及びⅣ．の方法により、特定容器利用事業者としての排出見込量及び特定容器製造等事業者としての排出見込量をそれぞれ算定しなければならない。

注：「業種ごと」とは、特定容器[又は包装]の利用事業者については特定容器[又は包装]が利用される事業の属する業種ごと、特定容器製造等事業者については特定容器の販売対象業種ごとという意味であり、ある事業者の行なう「主たる業種ごと」という意味ではない。

例えば、

ア）いわゆる食品メーカーが食料品と医薬品の両方の製造を行っている場合には、食料品製造業だけではなく、食料品製造業と医薬品製造業の双方の排出見込量を算定し、再商品化義務量をそれぞれの業種ごとに算定することとなる。

イ）いわゆる機械メーカーが副業で食料品の製造を行っている場合には、機械製造業としてではなく、食料品製造業として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

ウ）いわゆるスーパーマーケットがプライベートブランドとして清涼飲料の製造を行わせている場合には、清涼飲料製造業として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

エ）いわゆる容器メーカーが特定容器を清涼飲料製造業である事業者に販売している場合には、清涼飲料製造業に係る特定容器製造等事業者として排出見込量を算定し、再商品化義務量を算定することとなる。

オ）食料品の卸売業者が容器に入れられ、かつ包装された食料品を輸入している場合には、卸売業としてではなく食料品製造業として、容器と包装の排出見込量を算定し、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者としての再商品化義務量を算定することとなる。

1．自主算定方式

(1)特定容器[又は包装]利用事業者の場合

排出見込量（kg）	＝	当該業種において販売する商品に用いた特定容器[又は包装]の量（kg）(A)	−	自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量（kg）(B)	＋	（B）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（kg）(C)

(2)特定容器製造等事業者の場合

排出見込量（kg）	＝	製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量（kg）(A)	−	自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（kg）(B)	＋	（B）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（kg）(C)

2．簡易算定方式

自主算定方式による算定ができない場合には、以下の式により算定することができる。

(1) 特定容器[又は包装]利用事業者の場合

排出見込量（kg）	＝	当該業種において販売する商品に用いた特定容器[又は包装]の量（kg）(A)	×	容器包装廃棄物比率（%）(D)

(2) 特定容器製造等事業者の場合

排出見込量（kg）	＝	製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量（kg）(A)	×	容器包装廃棄物比率（%）(D)

上記の算定方法における右辺の（A）～（C）は、原則として以下のⅢ.の１.～３.・Ⅳ.の１.～３.により求めた各量を用い、（D）はⅢ.の４.・Ⅳの４.の比率を用いることとする。

Ⅲ．特定容器[又は包装]利用事業者の排出見込量の算定方法

１．当該業種において販売する商品に用いた特定容器[又は包装]の量（A）

本量は、特定容器[又は包装]の種類ごと（注）に、特定容器[又は包装]の１個[枚]当たりの重量及び当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数を求め、次の式により求められる量を、当該業種において用いるすべての種類の特定容器[又は包装]について、容器包装区分ごとに合算することにより求めることができる。

特定容器[又は包装]の１個[枚]当たり重量(g)×
当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数

（本邦から輸出される商品の個数を除く。）

注：「特定容器[又は包装]の種類ごと」とは、容器包装区分、用いられる業種、容量[又は面積]、形状等により可能な限り細分化されたものを指す。

なお、おおむね同一とみなせる（注）複数の種類の特定容器[又は包装]を用いる場合には、これらの重量の平均値及びこれらを用いた商品の販売した総数を用いて算出してもよい。

注：「おおむね同一とみなせる」とは、特定容器[又は包装]の容器包装区分が同じであり、容量[又は面積]・形状等がほぼ同一で重量の差がほとんど認められないことを指す。

例：商品の種類　清涼飲料A（特定容器の種類 ｱ)無色５０ｍｌ ｲ)無色２５０ｍｌ ｳ)茶色５００ｍｌ）

ア）　５０ｍｌ＝　５１.１ｇ　（販売量１０万本）
イ）２５０ｍｌ＝２２１.４ｇ　（販売量　２万本）
ウ）５００ｍｌ＝３５１.５ｇ　（販売量　１万本）
の場合、それぞれ特定容器の種類ごとに重量を算定し、容器包装区分ごとに合算する。

↓

（無色のガラスびん）
清涼飲料製造業　５１ｇ×１００，０００本＋２２１ｇ×２０，０００本　＝　９，５２０ｋｇ
（茶色のガラスびん）
清涼飲料製造業　３５２ｇ×１０，０００本　＝　３，５２０ｋｇ

（１）特定容器[又は包装]の１個[枚]当たりの重量

①　特定容器[又は包装]の１個[枚]当たりの重量は、複数の特定容器[又は包装]の重量を実測（おおむね１０個[枚]以上）し、その平均値をグラム単位（小数点以下第１位を四捨五入する）で求めたものを用いる。ただし、整数１桁以下の場合は、有効数字２桁（３桁目を四捨五入する）の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

例:	1235g	125g	115g	0125g	00125g
	↓	↓	↓	↓	↓
	124g	13g	1.2g	013g	0013g

②　当該特定容器[又は包装]を出荷した際の重量に関する品質管理のデータ等を用いることができる場合には、当該データを使用することもできるが、その場合には①に準じて算定する。

③　おおむね同一とみなせる複数の種類の特定容器[又は包装]を用いており、それらの販売した個[枚]数をまとめることが可能な場合には、重量を実測（おおむね１０個[枚]以上）してその平均値を使用することもできるが、その場合には①、②に準じて算定する。

④　特定容器[又は包装]１個[枚]当たりの重量に代わり、商品１ロット（１ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器[又は包装]の重量を使用することが出来る場合は、１個[枚]当たりの重量でなく、この方法により算定する。その場合には①、②及び③に準じて算定する。

⑤　①～④による他、その容器[又は包装]を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）の理論値又は仕上げ歩合実績等から求めてもよい。その場合には①～④に準じて算定する。

⑥　このガイドラインが改正された年度において、従前のガイドラインに基づいてなされた記録はその年度分について有効とする。

（２）当該特定容器[又は包装]を用いた商品の販売した個数

①　商品の販売した個数が確定している直近の事業年度（注）の実績値を用いる。

新たに商品に特定容器[又は包装]を用いる初年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く用いていなかったが、新たに用いることを開始する場合）又は特定容器[又は包装]を用いることを終了する年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く使用しなくなる場合）には、当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

また、初年度の次年度の場合（以下「第二年度」という。）又は初年度の次々年度であって第二年度の３月末日までに第二年度の販売個数が確定していない場合は、初年度において販売した個数を初年度に当該商品を販売した月数で除して得た個数に１２を乗じて得た個数を用いる。

注：直近の事業年度とは、再商品化義務量を算定しようとする年度の前事業年度のこと。（個人の場合は、前年の１月１日から１２月３１日）

ただし、以下の時点までに前事業年度の実績値が確定していない場合には前々事業年度の実績値を用いる。

ア）指定法人に再商品化を委託する場合には、再商品化契約の締結期限（前年度の３月末日）

イ）再商品化の認定（法第１５条の認定）の申請を行う場合には申請期限（前年度の１月末日）

ウ）再商品化の認定を受けて再商品化を開始した年度の次年度以降は前年度の３月末日

例：ア）酒類製造業において全くペットボトルを利用していなかったが、ペットボトルを商品に用いることを新たに開始する年度（ここでいう年度とは再商品化義務量を算定しようとする年度のこと）は、その年度における当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

イ）酒類製造業においてペットボトルを商品に用いていたが、酒類製造業におけるペットボトルの利用を全て終了する年度は、その年度における当該商品の販売計画又は生産計画等に基づき、販売する商品の個数を推計する。

ウ）酒類製造業においてペットボトルを用いることを開始して２年度目の場合は、初年度に販売した個数を初年度に販売した月数で除して得た個数に、１２を乗じて得た個数を用いる。

② 特定容器[又は包装]１個[枚]当たりの重量の代わりに、商品１ロット（１ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器[又は包装]の重量を使用する場合には、商品の販売した個数に代えてロット数（ダース数等）とする。

③ 特定容器[又は包装]１個[枚]当たりの重量の代わりに、その容器[又は包装]を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）を使用する場合には、その数量・重量とする。

２．自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量（Ｂ）

（自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]の量（以下、「回収量」という。）は、直近の事業年度の実績値（注）を用いる。

なお、算定を行う事業者が法第１８条の認定（自主回収の認定）を受けた場合には、認定を受けた特定容器[又は包装]の回収量は含めない。

注：ア）新たに回収を行う初年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く回収していなかったが、新たに回収を開始する場合）又は特定容器[又は包装]の回収を終了する年度の場合（ある業種で、ある容器包装区分に属する特定容器[又は包装]を全く回収しなくなる場合）には、適切な方法（合理的な根拠に基づく合理的な算定又は推計方法）により推計が可能な場合に限り当該年度に回収する見込量を用いてよい。

なお、適切な方法により見込量を得ることができない場合には、当該回収量を見込まず自主算定方式により算定を行うか、又は簡易算定方式により排出見込量の算定を行う。

この場合の、適切な方法により見込量を得ることができるケースは当面次の３類型に限定する。

ａ．回収する特定容器[又は包装]の種類、回収方法、回収地点及び持ち込みを行う消費者数などの条件がほぼ同様の事例があり、過去５年以内の実績値をもとに推計できる場合

ｂ．商品の購入者が特定されており、訪問等により直接かつ個別に回収する当該特定容器[又は包装]の量が推計できる場合

ｃ．その他回収手段、回収量の算定方法が合理的であり、当該回収量の見込量が把握できる場合

イ）初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に１２又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。初年度の次々年度であって第二年度の３月末日までに第二年度に回収したものの量が確定していない場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に１２又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。

この際、以下の点に留意する必要がある。

① 回収量は、原則として当該業種において用いる特定容器[又は包装]と同じ容器包装区分に属する特定容器[又は包装]であり、同じ業種において用いられたものの量（注）とする。

（他の特定容器[又は包装]の利用事業者が商品に用いたものでもよい。）

しかしながら、他の業種において用いられたものが混入し、業種ごとの量の把握が困難である場合には、実際に回収した総量を、業種ごとの販売した商品に用いた特定容器[又は包装]の量の比率で按分して業種ごとの回収量とすることができる。

注：ア）市町村が収集を行った特定容器が再商品化されて、ガラスびんがカレットとなったもの又はペットボトルがフレーク等になったものの量を除く。

イ）カレット又はフレーク等の形態のものを回収する場合には、当該カレット又はフレーク等がガラスびん又はペットボトルからのものであることが確認できるものに限る。

例：ア）販売する商品に茶色のガラスびんを用いていない場合は、回収量に茶色のガラスびんの量を含めることはできない。（同じ容器包装区分に属する特定容器でないため）

イ）清涼飲料製造業において用いたペットボトルを店頭回収した際、自らの商品に用いていないペットボトル（例えば、他の特定容器利用事業者が他の業種において用いたペットボトル）が混入した場合でも、それを回収量に含めることができる。

ウ）無色のガラスびんを清涼飲料製造業及び酒類製造業で用いており、自ら又は他者への委託により回収した無色のガラスびんの量が（どの業種で使用されたものであるか不明なもの）５０ｔである場合には、清涼飲料製造業で用いた無色のガラスびんの量（８０ｔ）と酒類製造業で用いた無色のガラスびんの量（２０ｔ）の比率で回収量を按分して、それぞれ清涼飲料製造業、酒類製造業としての回収量とする。

・清涼飲料製造業としての無色のガラスびんの回収量

５０ｔ × ８０ｔ／（８０ｔ＋２０ｔ） ＝４０ｔ

・酒類製造業としての無色のガラスびんの回収量

５０ｔ × ２０ｔ／（８０ｔ＋２０ｔ） ＝１０ｔ

② 自らの商品に用いた特定容器[又は包装]であっても、自らの委託によらない第三者が回収した量は、

回収量とはならない。

例：清涼飲料製造業においてペットボトルを用いて清涼飲料を販売している場合、第三者であるスーパー等により自らの商品に用いたペットボトルが回収されたとしても、その量を回収量とすることはできない。

③　自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となる量は、回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器[又は包装]を市町村が収集し、保管施設において保管されて分別基準適合物となったものは、回収量とすることはできない。

④　自ら又は他者への委託により回収した特定容器[又は包装]であっても、その後、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分をされた量は回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器[又は包装]を市町村が焼却又は埋立した場合には、回収量とすることはできない。

⑤　当該年度の容器包装区分ごとの特定容器[又は包装]の回収量が自らの商品に用いた容器包装区分ごとの特定容器[又は包装]の量を超過する場合であっても、超過した量を当該年度の次年度の排出見込量から控除することはできない。

⑥　他の特定容器[又は包装]の利用事業者から委託を受けて回収を行った場合には、当該回収した量を自らの回収量とすることはできない。

しかし、複数の特定容器[又は包装]の利用事業者が、相互に役割分担を行い、実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量を特定容器[又は包装]の利用事業者間で取り決めた方法で按分し、それぞれの回収量とすることができる。

例：ア）特定容器利用事業者Aが茶色のガラスびんの回収を特定容器利用事業者Bに委託した場合には、Bが当該委託により回収した量はAの回収量となるため、Bの回収量とすることはできない。
イ）特定容器利用事業者Aと特定容器利用事業者Bがペットボトルの収集・運搬等を役割分担して共同で回収した場合には、共同で回収したペットボトルの量（１０ｔ）を、AとBで按分（例えばA＝７ｔ、B＝３ｔ）してそれぞれの回収量とする。

⑦　特定容器製造等事業者と実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量をそれぞれの回収量とすることができる。（ただし、特定容器製造等事業者の回収量の算定方法はⅣ．の２．の⑦を参照）

例：　特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の２者が共同で１００ｔの特定容器を回収した場合には、

それぞれ１００ｔを回収量とする。

⑧　自ら販売した特定容器[又は包装]を用いた商品を回収した場合には、回収した特定容器[又は包装]の量を回収量とすることができる。

例：　特定容器利用事業者Ａが小売業者Ｂから、販売できなかった茶色のガラスびんを用いた商品を回収した場合には、ＡがＢから回収した量をＡの回収量とする。

３．（Ｂ）　（自ら又は他者への委託により回収したもの）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（Ｃ）（自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

本量は、事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器[又は包装]の量と定められている。

本量を算出するにあたっては、事業系に出荷された特定容器[又は包装]であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものは、「容器包装廃棄物として排出されない量」に含めるべきではない。

しかし、「事業系に出荷された特定容器[又は包装]であって、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものの量」を正確に把握することは困難である。

このため、「容器包装廃棄物として排出されない量」については、告示で「事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器[又は包装]の量」と定めて算出することとしている。

例えば、ある商品に用いられた特定容器[又は包装]の量と当該商品のうち事業所等に販売された比率等を用いて以下の式で得られる量を当該業種で販売したすべての種類の商品について合算することにより算出することができる。

（１）当該特定容器[又は包装]について、自ら又は他者への委託により回収していない場合

ある商品に用いた特定容器[又は包装]の量（ｋｇ）	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率(注)　(%)	

（２）当該特定容器[又は包装]について、自ら又は他者への委託により回収している場合

ある商品に用いた特定容器[又は包装]の量（ｋｇ）	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率（%）	−	事業所等に販売した商品に用いた特定容器[又は包装]のうち、自ら又は他者への委託により回収したものの量（ｋｇ）

注：ア）「当該商品のうち事業所等に販売された比率」とは、販売した商品のうち事業所等において消費されることになるものの占める比率のことをいう。

イ）「当該商品のうち事業所等に販売された比率」を用いた当該量の算定方法は、以下のものが考えられる。

①各事業者が行った消費形態に関する調査結果等を基に、商品の種類ごとに積み上げた比率を利用する場合

例：a）Aが販売している無色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「甲」のみは業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合

↓

「甲」の事業所等に販売された比率を１００％とする。

↓

甲に用いた特定容器の量（１００ｔ） × 「甲」の事業所等に販売された比率（＝１００％） ＝ １００，０００ｋｇ

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は１００，０００ｋｇとなる。

b）Bが販売している茶色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「乙」の小売店からの消費動向をBが調査したところ、事業所（飲食店）に２０％が納入されているというデータが得られた場合

↓

「乙」の事業所等に販売された比率を２０％とする。

↓

乙に用いた特定容器の量（１００ｔ） × 「乙」の事業所等に販売された比率（＝２０％） ＝ ２０，０００ｋｇ

となり、商品「乙」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は２０，０００ｋｇとなる。

②行政機関等が実施した実態調査による商品又は特定容器[又は包装]の種類別の業務用比率を利用する場合

例：a）Aが無色のガラスびんを用いて商品「甲」（例えばウイスキーの銘柄）を販売しており、関係省庁、酒類販売業界、民間調査機関等の信頼できる調査においてウイスキーの業務用販売比率が３０％であるという結果が出ている場合

↓

「甲」の事業所等に販売された比率を３０％とする。

↓

甲に用いた特定容器の量（１００ｔ） × 「甲」の事業所等に販売された比率（＝３０％） ＝ ３０，０００ｋｇ

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は３０，０００ｋｇとなる。

4．容器包装廃棄物比率（D）

（簡易算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

（B）及び（C）の量を算定することができない場合には、業種ごとに、（A）の量に下表の容器包装廃棄物比率を乗じた量を、排出見込量とみなすことができる。

[平成１３年度]

（単位：%）

業種の区分	ガラス						PETボトル	
	無色		茶色		その他			
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	80 (70)	100 (95)	85 (75)	100 (90)	95 (95)	100 (100)	90 (85)	90 (90)
2. 清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業	75 (75)	100 (95)	50 (60)	100 (95)	80 (80)	100 (95)	90 ※ (90)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	100 (90)	50 (55)	95 (70)	65 (70)	90 (85)	85 (85)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	－ －	－ －						
5. 医薬品製造業	20 (10)	40 (15)	45 (20)	50 (25)	35 (20)	60 (30)		
6. 化粧品・歯磨その他の化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)		
7. その他の事業	80 (75)	95 (90)	45 (40)	75 (65)	85 (80)	90 (80)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成１３年度の数値

下段：（　）内は平成１２年度の公表数値

（単位：%）

業種の区分	その他紙製容器		その他プラ製容器	
	利　用	製造等	利　用	製造等
1. 食料品製造業	85 (80)	90 (80)	80 (85)	90 (85)
2. 清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業	70 (70)	100 (100)	85 (85)	90 (80)
3. 酒類製造業	90 (90)	100 (100)	75 (75)	100 (95)
4. 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	100 (100)	95 (90)	90 (90)	85 (70)
5. 医薬品製造業	70 (75)	90 (85)	30 (40)	80 (85)
6. 化粧品・歯磨その他の化粧用調整品製造業	95 (95)	95 (90)	100 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (70)	95 (100)	95 (95)	90 (85)
8. その他の事業	65 (65)	60 (35)	35 (30)	70 (50)
包装	70 (75)		60 (65)	

上段：平成１３年度の数値

下段：（　）内は平成１２年度の公表数値

Ⅳ. 特定容器製造等事業者の排出見込量の算定方法

1．製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量（A）

本量は、特定容器の種類ごと（注）に、特定容器の１個[枚]当たりの重量及び当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数を求め、次の式により求められる量を、当該業種において用いられるすべての種類の特定容器について、容器包装区分ごとに合算することにより求めることができる。

特定容器の１個[枚]当たりの重量（g）× 当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数（本邦から輸出される商品に用いられた特定容器又は本邦から輸出される特定容器の個[枚]数を除く。）

注：「特定容器の種類ごと」とは、容器包装区分、用いられる業種、容量、形状等により可能な限り細分化されたものを指す。

なお、おおむね同一とみなせる（注）複数の種類の特定容器を用いる場合には、これらの重量の平均値及びこれらを用いた商品の販売した総数を用いて算出してもよい。

注：「おおむね同一とみなせる」とは、特定容器の容器包装区分が同じであり、容量・形状等がほぼ同一で重量の差がほとんど認められないことを指す。

例：特定容器の種類　（ｱ)無色のガラスびん５０ｍｌ ｲ)無色のガラスびん５００ｍｌ）

ｱ)　５０ｍｌ＝　５１．１ｇ　（用途先①清涼飲料製造業10万本②酒類製造業20万本）

ｲ)５００ｍｌ＝３５１．５ｇ　（用途先①清涼飲料製造業1万本 ②酒類製造業50万本）

の場合、用いられる業種ごと、特定容器の種類ごとに重量を算定して、容器包装区分ごとに合算する。

↓

（無色のガラスびん）	清涼飲料製造業	５１ｇ×100,000本＋３５２ｇ× 10,000本	＝ 8,620 Kg
	酒類製造業	５１ｇ×200,000本＋３５２ｇ×500,000本	＝ 186,200 Kg
	計		＝ 194,820 Kg

（1）特定容器の１個[枚]当たりの重量

①　特定容器の１個[枚]当たりの重量は、複数の特定容器の重量を実測（おおむね１０個[枚]以上）し、その平均値をグラム単位（小数点以下第１位を四捨五入する）で求めたものを用いる。ただし、整数１桁以下の場合は、有効数字２桁（３桁目を四捨五入する）の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

例:　123 5g　　12 5g　　1 15g　　0 125g　　0 0125g

↓	↓	↓	↓	↓
124g	13g	1.2g	0.13g	0.013g

② 当該特定容器を出荷した際の重量に関する品質管理のデータ等を用いることができる場合には、当該データを使用することもできるが、その場合には①に準じて算定する。

③ おおむね同一とみなせる複数の種類の特定容器を用いており、それらの販売した個[枚]数をまとめることが可能な場合には、重量を実測（おおむね１０個[枚]以上）してその平均値を使用することもできるが、その場合には①、②に準じて算定する。

④ 特定容器１個[枚]当たりの重量に代わり、商品１ロット（１ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器の重量を使用することが出来る場合は、１個[枚]当たりの重量でなく、この方法により算定する。その場合には①、②及び③に準じて算定する。

⑤ ①～④による他、その容器を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）の理論値又は仕上げ歩合実績等から求めてもよい。その場合には①～④に準じて算定する。

⑥ このガイドラインが改正された年度において、従前のガイドラインに基づいてなされた記録はその年度分について有効とする。

（2）当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数

① 当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数が確定している直近の事業年度（ 注）の実績値を用いる。

新たに特定容器の製造等をする初年度の場合（ある業種向けに、ある容器包装区分に属する特定容器を全く販売又は輸入していなかったが新たに販売又は輸入を始める場合）又は特定容器の製造等をすることを終了する年度の場合（ある業種向けに、ある容器包装区分に属する特定容器が全く販売又は輸入されなくなる場合）には、当該特定容器の販売計画又は生産計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数を推計する。

また、初年度の次年度の場合（以下「第二年度」という。）又は初年度の次々年度であって第二年度の３月末日までに第二年度の販売個[枚]数が確定していない場合は、初年度において販売した個[枚]数を初年度に当該商品を販売した月数で除して得た個[枚]数に１２を乗じて得た個[枚]数を用いる。

注：直近の事業年度とは、再商品化義務量を算定しようとする年度の前事業年度のこと。（個人の場合は、前年の１月１日から１２月３１日）

ただし、以下の時点までに前事業年度の実績値が確定していない場合には前々事業年度の実績値を用いる。

ア）指定法人に再商品化を委託する場合には、再商品化契約の締結期限（前年度の３月末日）

イ）再商品化の認定（法第１５条の認定）の申請を行う場合には申請期限（前年度の１月末日）

ウ）再商品化の認定を受けて再商品化を開始した年度の次年度以降は前年度の３月末日

例：ア）ペットボトルを清涼飲料製造業向けに全く製造又は輸入していなかったが、ペットボトルを製造又は輸入することを新たに開始する年度（ここでいう年度とは再商品化義務量を算定しよう

とする年度のこと）は、その年度におけるペットボトルの生産計画又は販売計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入するものの個数を推計する。

イ）ペットボトルを清涼飲料製造業向けに製造又は輸入していたが、清涼飲料製造業向けのペットボトルの製造及び輸入を全て終了する年度は、その年度におけるペットボトルの生産計画又は販売計画等に基づき、当該業種向けに販売又は輸入するものの個数を推計する。

ウ）清涼飲料製造業向けのペットボトルの製造又は輸入を開始して２年度目の場合は、初年度に製造又は輸入した個数を初年度に製造又は輸入し、販売した月数で除して得た個数に、１２を乗じて得た個数を用いる。

② 特定容器１個[枚]当たりの重量の代わりに、特定容器１ロット（１ダース等、出荷　時の箱詰め等の単位）当たりの重量を使用する場合には、当該業種向けに販売又は輸入したものの個[枚]数に代えてロット数（ダース数等）とする。

③ 特定容器１個[枚]当たりの重量の代わりに、その容器を製造する基となる原材料数量・重量（例えば、巻取り材料の数量・重量）を使用する場合には、その数量・重量とする。

2．自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（B）

（自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（以下、「回収量」という。）は、直近の事業年度の実績値（注）を用いる。

なお、算定を行う事業者が法第１８条の認定（自主回収の認定）を受けた場合には、認定を受けた特定容器の回収量は含めない。

注：ア）新たに回収を行う初年度の場合（ある業種向けの、ある容器包装区分に属する特定容器を全く回収していなかったが、新たに回収を開始する場合）又は特定容器の回収を終了する年度の場合（ある業種向けの、ある容器包装区分に属する特定容器を全く回収しなくなる場合）には、適切な方法（合理的な根拠に基づく合理的な算定又は推計方法）により推計が可能な場合に限り当該年度に回収する見込量を用いてよい。

なお、適切な方法により見込量を得ることができない場合には、当該回収量を見込まず自主算定方式により算定を行うか、又は簡易算定方式により排出見込量の算定を行う。

この場合の、適切な方法により見込量を得ることができるケースは当面次の３類型に限定する。

a．回収する特定容器の種類、回収方法、回収地点及び持ち込みを行う消費者数などの条件がほぼ同様の事例があり、過去５年以内の実績値をもとに推計できる場合

b．商品の購入者が特定されており、訪問等により直接かつ個別に回収する当該特定容器の量が推計できる場合

c．その他回収手段、回収量の算定方法が合理的であり、当該回収量の見込量が把握できる場合

イ）初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に１２又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。初年度の次々年度であって第二年度の３月末日までに第二年度に回収したものの量が確定していない場合には、初年度において回収した量を初年度において回収した月数又は回数で除して得た量に１２又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量を回収量とする。

この際、以下の点に留意する必要がある。

① 回収量は、原則として特定容器製造等事業者が販売又は輸入したものと同じ容器包装区分に属する特定容器であり、同じ業種において用いられたものの量（注）とする。（他の特定容

器製造等事業者が販売又は輸入したものでもよい。）

しかしながら、他の業種において用いられたものが混入し、業種ごとの回収量の把握が困難である場合には、実際に回収した総量を、業種ごとの販売又は輸入した特定容器の量の比率で按分して業種ごとの回収量とすることができる。

注：ア）市町村が収集を行った特定容器が再商品化されて、ガラスびんがカレットとなったもの又はペットボトルがフレーク等になったものの量を除く。
イ）カレット又はフレーク等の形態のものを回収する場合には、当該カレット又はフレーク等がガラスびん又はペットボトルからのものであることが確認できるものに限る。

例：ア）茶色のガラスびんの製造等をしていない場合は、回収量に茶色のガラスびんの量を含めることはできない。（同じ容器包装区分に属する特定容器でないため）
イ）製造等をしたペットボトルが清涼飲料製造業において用いられており、回収している場合、他の特定容器製造等事業者が製造等をして他の業種において用いられたペットボトルが混入していてもそれを回収量に含めることができる。
ウ）製造等をした無色のガラスびんが清涼飲料製造業及び酒類製造業で用いられており、自ら又は他者への委託により回収した無色のガラスびんの量が５０ｔである場合には、清涼飲料製造業に用いられている無色のガラスびんの量（８０ｔ）と酒類製造業に用いられている無色のガラスびんの量（２０ｔ）の比率で回収量を按分して、それぞれ清涼飲料製造業、酒類製造業向けの回収量とする。
・清涼飲料製造業において用いられている無色のガラスびんの回収量
５０ｔ　×　８０ｔ／（８０ｔ＋２０ｔ）　＝４０ｔ
・酒類製造業において用いられている無色のガラスびんの回収量
５０ｔ　×　２０ｔ／（８０ｔ＋２０ｔ）　＝１０ｔ

② 自らが製造等をした特定容器であっても、自らの委託によらない第三者が回収した量は、回収量とはならない。

例：製造等をしたペットボトルを第三者であるスーパー等により自ら製造等をしたペットボトルが回収されたとしても、その量を回収量とすることはできない。

③ 自ら又は他者への委託により回収した特定容器であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となる量は、回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器を市町村が収集し、保管施設において保管されて分別基準適合物となったものは、回収量とすることはできない。

④ 自ら又は他者への委託により回収した特定容器であっても、その後、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分をされた量は回収量に含めることはできない。

例：特定事業者が回収した特定容器を市町村が収集し、焼却又は埋立した場合には、回収量とすることはできない。

⑤ 当該年度の容器包装区分ごとの特定容器の回収量が販売又は輸入した容器包装区分ごとの特定容器の量を超過する場合であっても、当該超過した量を当該年度の次年度の排出見込量から控除することはできない。

⑥ 他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収を行った場合には、当該回収した量を自らの回収量とすることはできない。

しかし、複数の特定容器製造等事業者が、相互に役割分担を行い、実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量を特定容器製造等事業者間で取り決めた方法で按分し、それぞれの回収量とすることができる。

例：ア）特定容器製造等事業者Aが販売又は輸入した無色のガラスびんの回収を特定容器製造等事業者Bに委託した場合には、Bが当該委託により回収した量はAの回収量となるため、Bの回収量とすることはできない。

イ）特定容器製造等事業者Aと特定容器製造等事業者Bがその他の色のガラスびんの収集・運搬等を役割分担して共同で回収した場合には、共同で回収した量（２００ｔ）を、AとBで按分（例えばA＝１２０ｔ、B＝８０ｔ）してそれぞれの回収量とする。

⑦ 特定容器利用事業者と実質的に共同で回収を行った場合には、回収した量をそれぞ れの回収量とすることができる。

ただし、回収した特定容器がリターナブルびんとして再び商品に用いられた場合には、その量を回収量から控除した量を特定容器製造等事業者の回収量とする。

例：ア）ワンウェイ容器の場合

特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の２者が共同で１００ｔの特定容器を回収した場合には、それぞれ１００ｔを回収量とする。

イ）リターナブル容器の場合

特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の２者が共同で１００ｔの特定容器を回収し、特定容器利用事業者が９０ｔを再利用した場合には、特定容器製造等事業者の回収量は１０ｔとする。（特定容器利用事業者の回収量は１００ｔ）。

⑧ 特定容器利用事業者が商品に用いなかった特定容器を特定容器製造等事業者が回収した場合には、回収した特定容器の量を回収量とすることができる。

例： 特定容器製造等事業者Aが特定容器利用事業者Bから、破損等したために容器として用いなかった茶色のガラスびんを回収した場合には、AがBから回収し再商品化を行った量をAの回収量とする。

ただし、AがBと共同で特定容器の回収を行い（前記⑦のケース）回収量を算定したときに、その回収量のうちの一部をBからAが回収しても、Aは重複して回収量とすることはできない。

３．（B）（自ら又は他者への委託により回収したもの）以外に容器包装廃棄物として排出されない量（C）（自主算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

本量は、事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器の量と定められている。

本量を算出するにあたっては、事業系に出荷された特定容器であっても、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものは、「容器包装廃棄物として排出されない量」に含めるべきではない。

しかし、「事業系に出荷された特定容器であって、市町村により収集されて容器包装廃棄物となるものの量」を正確に把握することは困難である。

このため、「容器包装廃棄物として排出されない量」については、告示で「事業活動に伴って費消された商品に用いられた特定容器の量」と定めて算出することとしている。

例えば、ある商品に用いられた特定容器の量と当該商品のうち事業所等に販売された比率等を用いて以下の式で得られる量を当該業種で販売したすべての種類の商品について合算することにより算出することができる。

（1）当該特定容器について、自ら又は他者への委託により回収していない場合

ある商品に用いられた特定容器の量（ｋｇ）	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率（注）（%）	

（2）当該特定容器について、自ら又は他者への委託により回収している場合

ある商品に用られた特定容器の量（ｋｇ）	×	当該商品のうち事業所等に販売された比率（%）	−	事業所等に販売した商品に用いた特定容器のうち、自ら又は他者への委託により回収したものの量（ｋｇ）

注：ア）「当該商品のうち事業所等に販売された比率」とは、製造等した特定容器のうち事業所等において消費されることになるものの占める比率のことをいう。

イ）「当該商品のうち事業所等に販売された比率」を用いた当該量の算定方法は、以下のものが考えられる。

①各事業者が行った消費形態に関する調査結果等を基に、算定した比率を利用する場合

例：a）Aが製造等をした無色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「甲」のみは業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合

↓

「甲」の事業所等に販売された比率を１００%とする。

↓

甲に用いた特定容器の量（１００ｔ）	×	「甲」の事業所等に販売された比率（＝１００%）	＝	１００，０００ｋｇ

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は１００，０００ｋｇとなる。

b）Bが製造等をしている茶色のガラスびんを用いた商品のうち、商品「乙」は消費動向の調査結果により小売店から事業所（飲食店）に２０%が納入されているというデータが得られている場合

↓

「乙」の事業所等に販売された比率を２０%とする。

↓

乙に用いられた特	×	「乙」の事業所等に販売	＝	２０，０００ｋｇ

定容器の量　　された比率（＝２０％）
（１００ｔ）

となり、商品「乙」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は２０，０００ｋｇとなる。

②行政機関等が実施した実態調査による商品又は特定容器の種類別の業務用比率を利用する場合

例：ａ）Ａが無色のガラスびんを用いて商品「甲」（例えばウイスキーの銘柄）を販売しており、関係省庁、酒類販売業界、民間調査機関等の信頼できる調査においてウイスキーの業務用販売比率が３０％であるという結果が出ている場合

↓

「甲」の事業所等に販売された比率を３０％とする。

↓

甲に用いた特定容器の量（１００ｔ）　×　「甲」の事業所等に販売された比率（＝３０％）　＝　３０，０００ｋｇ

となり、商品「甲」の容器包装廃棄物として排出されない見込量は３０，０００ｋｇとなる。

4．容器包装廃棄物比率（D）

（簡易算定方式により算定を行う場合にのみ利用する。）

（B）及び（C）の量を算定することができない場合には、業種ごとに、（A）の量に下表の容器包装廃棄物比率を乗じた量を、排出見込量とみなすことができる。

[平成１３年度]

（単位：%）

業種の区分	ガラス						PET ボトル	
	無色		茶色		その他			
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	80 (70)	100 (95)	85 (75)	100 (90)	95 (95)	100 (100)	90 (85)	90 (90)
2. 清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業	75 (75)	100 (95)	50 (60)	100 (95)	80 (80)	100 (95)	90 ※ (90)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	100 (90)	50 (55)	95 (70)	65 (70)	90 (85)	85 (85)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	－ －	－ －						
5. 医薬品製造業	20 (10)	40 (15)	45 (20)	50 (25)	35 (20)	60 (30)		
6. 化粧品・歯磨その他の化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)		
7. その他の事業	80 (75)	95 (90)	45 (40)	75 (65)	85 (80)	90 (80)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成１３年度の数値

下段：（　）内は平成１２年度の公表数値

（単位：%）

業種の区分	その他紙製容器		その他プラ製容器	
	利　用	製造等	利　用	製造等
1. 食料品製造業	85 (80)	90 (80)	80 (85)	90 (85)
2. 清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業	70 (70)	100 (100)	85 (85)	90 (80)
3. 酒類製造業	90 (90)	100 (100)	75 (75)	100 (95)
4. 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	100 (100)	95 (90)	90 (90)	85 (70)
5. 医薬品製造業	70 (75)	90 (85)	30 (40)	80 (85)
6. 化粧品・歯磨その他の化粧用調整品製造業	95 (95)	95 (90)	100 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (70)	95 (100)	95 (95)	90 (85)
8. その他の事業	65 (65)	60 (35)	35 (30)	70 (50)
包装	70 (75)		60 (65)	

上段：平成１３年度の数値

下段：（　）内は平成１２年度の公表数値

［参　考］

「帳　簿　の　記　載　例」

帳簿の記載については、特定事業者の負担等を考慮して、記載様式を定めない考えであるが、平成１２年４月からの法の完全施行に当たって、様式化の要望が多く寄せられたため、参考として別添の記載例を作成した。

この記載例は、あくまでも参考であり各特定事業者の独自の方法による「帳簿の記載」を妨げるものではない。

なお、表中の業種区分は変更になる可能性が有りますので注意してください。

容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例［特定容器利用事業者の場合］

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造等、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ＰＥＴボトル（飲料又は醤油用）、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器を用いた商品の名称（おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品にもちいている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可）	材料の構成・種類等	特定容器１個[枚]当たりの重量 ①(g)	当該年度において特定容器を用いた商品の販売個数 ②(個)	当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量 ①×②＝③(Kg)	特定容器を用いた商品を輸出した場合 その容器の量 ④(Kg)	特定容器を用いた商品を輸出した場合 輸出先（国及び企業等の名称）	日本国内に販売された商品に用いた特定容器の量 ③−④＝⑤(Kg)	⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 ⑥(Kg)	⑤のうち事業活動により、費消された量 ⑦(Kg)	⑥⑦が算定出来ない場合に用いる容器包装廃棄物比率 ⑧	容器包装廃棄物排出見込量 ⑤−(⑥+⑦) 又は ⑤×⑧ ⑨(Kg)	算定のための簡易係数（指定法人が算出した自主算定の場合の係数）⑩	再商品化義務量 ⑨×⑩ (Kg)

指定法人が作成する「再商品化義務量および委託申込書算定用紙（自主算定方式）」に記載される「用途別再商品化義務量自主算定係数」を指す。簡易算定方式により容器包装廃棄物排出見込量を計算する場合（⑤×⑧）においても、この「用途別再商品化義務量自主算定係数」を用いる。
これは、指定法人が簡易算定方式用に算出する「用途別再商品化義務量簡易算定係数」は、「容器包装廃棄物比率⑧」を織り込んだ係数であり、これを「容器包装廃棄物見込量（⑤×⑧）」に乗じて再商品化義務量を求めると、「容器包装廃棄物比率⑧」を二重に乗じることになるためである。

指定法人との委託契約に係る事項

1．契約締結年月日　　年　月　日
2．予定委託数量　　Kg
3．委託料金の支払期限　　年　月　日
4．委託料金の支払年月日　　年　月　日

容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例［特定容器製造等事業者の場合］

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶･ｺｰﾋｰ製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造等、医薬品製造業、化粧品･歯磨･その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ＰＥＴボトル（飲料又は醤油用）、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器の名称等（おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品にもちいている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可）	材料の構成・種類等	特定容器 1個[枚] 当たりの 重量 ①(g)	当該年度における特定容器の製造販売個数 ② (個)	当該年度において販売した特定容器の量 ①×② ③ (Kg)	特定容器を輸出した場合 輸出した量 ④ (Kg)	特定容器を輸出した場合 輸出先（国及び企業等の名称）	日本国内に販売された特定容器の量 ③−④ =⑤(Kg)	⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 ⑥ (Kg)	⑤のうち事業活動により、費消された量 ⑦ (Kg)	⑥⑦が算定出来ない場合に用いる容器包装廃棄物比率 ⑧	容器包装廃棄物排出見込量 ⑤−(⑥+⑦) 又は ⑤×⑧ ⑨ (Kg)	算定のための簡易係数（指定法人が算出した自主算定の場合の係数）⑩	再商品化義務量 ⑨×⑩ (Kg)

指定法人が作成する「再商品化義務量および委託申込書算定用紙（自主算定方式）」に記載される「用途別再商品化義務量自主算定係数」を指す。簡易算定方式により容器包装廃棄物排出見込量を計算する場合（⑤×⑧）においても、この「用途別再商品化義務量自主算定係数」を用いる。
これは、指定法人が簡易算定方式用に算出する「用途別再商品化義務量簡易算定係数」は、「容器包装廃棄物比率⑧」を織り込んだ係数であり、これを「容器包装廃棄物見込量（⑤×⑧）」に乗じて再商品化義務量を求めると、「容器包装廃棄物比率⑧」を二重に乗じることになるためである。

指定法人との委託契約に係る事項

1．契約締結年月日　　年　月　日
2．予定委託数量　　Kg
3．委託料金の支払期限　　年　月　日
4．委託料金の支払年月日　　年　月　日

容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例［特定包装利用事業者の場合］

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・ｺｰﾋｰ製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造等、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	紙製包装、プラスチック製包装

特定包装を用いた商品の名称（おおむね同じ形状・色・重量の包装を複数の商品にもちいている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可）	特定包装の入荷量 ① (Kg)	①のうち当該年度において使用する量 ② (Kg)	特定包装がふされた商品を輸出した場合 その包装の量 ③ (Kg)	輸出先（国及び企業等の名称）	日本国内に販売された商品に用いた特定包装の量 ②－③＝④(Kg)	④のうち自ら又は他者への委託により回収する量 ⑤ (Kg)	④のうち事業活動により、費消された量 ⑥ (Kg)	⑤⑥が算定出来ない場合に用いる容器包装廃棄物比率 ⑦	容器包装廃棄物排出見込量 ④-(⑥+⑥) 又は ④×⑦ ⑧ (Kg)	算定のための簡易係数（指定法人が算出した自主算定の場合の係数）⑨	再商品化義務量 ⑧×⑨ (Kg)	記事

指定法人が作成する「再商品化義務量および委託申込書算定用紙（自主算定方式）」に記載される「用途別再商品化義務量自主算定係数」を指す。簡易算定方式により容器包装廃棄物排出見込量を計算する場合（④×⑦）においても、この「用途別再商品化義務量自主算定係数」を用いる。
これは、指定法人が簡易算定方式用に算出する「用途別再商品化義務量簡易算定係数」は、「容器包装廃棄物比率⑦」を織り込んだ係数であり、これを「容器包装廃棄物見込量（④×⑦）」に乗じて再商品化義務量を求めると、「容器包装廃棄物比率⑦」を二重に乗じることになるためである。

指定法人との委託契約に係る事項

1．契約締結年月日　　年　月　日
2．予定委託数量　　Kg
3．委託料金の支払期限　　年　月　日
4．委託料金の支払年月日　　年　月　日

参考資料９

有償指定による容器包装の分別基準適合物からの除外について

ガラスびん、ＰＥＴボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装であっても、下記法律及び同法施行規則による主務省令の定めるところにより、分別基準適合物から除外され、再商品化義務がない場合があります。関係する法律及び施行規則の条項を以下に記載致しますので、ご参照ください。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第２条第６項

この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第８条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則

（平成 11 年６月 15 日 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　令第２号により改正）

第３条

法第２条第６項の主務省令で定める物は、主として**鋼製の容器包装**に係る物、主として**アルミニウム製の容器包装**に係る物、主として**段ボール製の容器包装**に係る物及び主として**紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器**（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物とする。

参考資料 10

再商品化委託料金の支払方法について

1. 年間の再商品化委託料金が３千万円以上の特定事業者については、分割払いのみとし、下記の２つの方法のいずれかを選択して下さい。

(1) ２分割

支払時期を、４月、７月の年２回とし、４月に年間委託料金の 50％を支払い、７月に残りの 50％をお支払い下さい。

なお、現在、平成 12 年度分の再商品化委託を申し込まれている方の精算金は７月に支払われる委託料金に加減し調整します。余剰精算金発生のケースで、７月に支払分の委託料金と相殺した後なお余剰金が残存する場合は、平成 14 年度の委託料金と順次相殺します。

(2) ４分割

支払時期は、４月、７月、10 月、１月の年４回とし、各々年間委託料金の 40％、30％、15％、15％をお支払い下さい。

なお、現在、平成 12 年度分の再商品化委託を申し込まれている方の精算金は、７月分の委託料金に加減し調整します。余剰精算金発生のケースで、７月支払分の委託料金と相殺した後なお余剰金が残存する場合は、10 月以降徴収の委託料金と順次相殺します。

2. 年間の再商品化委託料金が３千万円未満、10 万円超の特定事業者は、(1) ７月一括払いか、(2) ７月、10 月、１月の３回分割払いかのいずれかを選択して下さい。３回分割払いを選択する場合は、各々 50％、25％、25％の比率でお支払い下さい。

なお、現在、平成 12 年度分の再商品化委託を申し込まれている方の精算は、７月の委託料に加減して調整します。前年度余剰精算金発生のケースで、７月徴収の委託料金と相殺した後なお余剰金が残存する場合は、10 月以降の支払いの委託料金と順次相殺します。

3. 年間の再商品化委託料金が 10 万円以下の特定事業者は、７月一括払いでお支払い下さい。なお、現在、平成 12 年度分の再商品化委託を申し込まれている方の精算は、７月の委託料に加減して調整します。前年度余剰精算金発生のケースで、７月徴収の委託料金と相殺した後、なお余剰金が残存する場合は、10 月以降の支払いの委託料金と順次相殺します。

支払方法一覧

	再商品化委託料	４月	７月	10 月	１月	申込用紙１における記載
1.(1)	３千万円以上	50％	50％	－	－	1
1.(2)		40％	30％	15％	15％	2
2.(1)	10 万円超、３千万円未満	－	100％	－	－	3
2.(2)		－	50％	25％	25％	4
3.	10 万円以下	－	100％	－	－	5

〔御参考：特定事業者が指定法人に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いについて〕

特定事業者が指定法人に支払う再商品化委託料金の取り扱いに関しましては、支出した日の属する事業年度の損金として処理されるようお願い申し上げます。

なお、決算日以降に支払いが予定されている再商品化委託料金を、未払金として決算処理することはできませんのでご注意下さい。

以上

参考資料 11

特定事業者コード

収入印紙

再商品化委託契約書（見本）

特定事業者○○○（以下「甲」という。）と、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）は、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定するガラスびん・ＰＥＴボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化の業務について、以下のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条　甲は、甲が製造、利用または輸入したガラスびん・ＰＥＴボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装に係る分別基準適合物の容器包装リサイクル法に基づく再商品化の業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（契約期間）

第2条　本契約の期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。但し、第6条から第9条までについては、それぞれ義務の履行が完了するまで、第11条については、情報または知識が公知となるまで、第12条については、精算後相当の期間その効力を有するものとする。

（予定委託単価）

第3条　本契約における予定委託単価は、以下のとおりとする（下記の単価には消費税および地方消費税が含まれる）。

ガラスびん（無色）	：	4．0円／ｋｇ
ガラスびん（茶色）	：	7．7円／ｋｇ
ガラスびん（その他の色）	：	9．1円／ｋｇ
ＰＥＴボトル	：	83．8円／ｋｇ
プラスチック製容器包装	：	105．0円／ｋｇ
紙製容器包装	：	58．6円／ｋｇ

（予定委託数量）

第4条　本契約における予定委託数量は、以下のとおりとする。

ガラスびん（無色）	：	年間	．――ｋｇ
ガラスびん（茶色）	：	年間	．――ｋｇ
ガラスびん（その他の色）	：	年間	．――ｋｇ
ＰＥＴボトル	：	年間	．――ｋｇ
プラスチック製容器包装	：	年間	．――ｋｇ
紙製容器包装	：	年間	．――ｋｇ

（予定委託料金およびその支払い）

第5条　予定委託料金は、第3条に定める予定委託単価に第4条に定める予定委託数量を乗じた下記の金額とする（円未満切り捨て）。なお、振り込みに関する費用は甲の負担とする。

予定委託料金　　合計　　円　うち消費税等　　円

（第1回支払期日：	年	月	日	円　うち消費税等	円）
（第2回支払期日：	年	月	日	円　うち消費税等	円）
（第3回支払期日：	年	月	日	円　うち消費税等	円）
（第4回支払期日：	年	月	日	円　うち消費税等	円）

（精　算）

第6条　甲および乙は、特定分別基準適合物ごとに、乙の再商品化に係る総実績費用と、全国の特定事業者総予定委託料金等を基に甲の予定委託料金を精算する。

2．精算は、以下の計算方法によって行う。なお、円未満は切り捨てるものとする。

(1)　ガラスびんの精算額

〔特定事業者総予定委託料金－（再商品化総実績費用－カレット販売収入）－乙の事務所経費〕により得られた値に、「甲の予定委託料金」を「特定事業者総予定委託料金」で除して得られた値を乗じた金額。

(2)　ＰＥＴボトルの精算額

（特定事業者総予定委託料金－再商品化総実績費用－乙の事務所経費）により得られた値に、「甲の予定委託料金」を「特定事業者総予定委託料金」で除して得られた値を乗じた金額。

(3)　プラスチック製容器包装の精算額

（特定事業者総予定委託料金－再商品化総実績費用－乙の事務所経費）により得られた値に、「甲の予定委託料金」を「特定事業者総予定委託料金」で除して得られた値を乗じた金額。

(4) 紙製容器包装の精算額

(特定事業者総予定委託料金－再商品化総実績費用－乙の事務所経費) により得られた値に、「甲の予定委託料金」を「特定事業者総予定委託料金」で除して得られた値を乗じた金額。

(余剰金の処理)

第7条 精算の結果、精算金が乙から甲への返還金（以下「余剰金」という。）となった場合、精算実行の方法は、当該余剰金を平成 14 年度の 7 月の予定委託料金支払いの際に相殺することによって行うものとし、余剰金がなお残存するときは、次回以降の支払いにあたり順次相殺する。なお、平成 14 年度の相殺によっても余剰金があるとき、平成 15 年度 7 月以降の支払いにあたり順次相殺し、余剰金全額が精算されるまで相殺するものとする。

2．前項の規定に拘わらず、甲が平成 14 年度に特定事業者とならなかったときは、乙は、甲に余剰金を平成 14 年 7 月末日までに一括して支払う。なお、支払いは乙の取引銀行から電信振り込みにより行うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

3．前項の規定に拘わらず、余剰金が振込手数料と同額または振込手数料より少額のときは、当該余剰金は乙に帰属するものとする。

(不足金の処理)

第8条 精算の結果、精算金が甲から乙への追加支払金（以下「不足金」という。）となったときは、甲は、平成 14 年 7 月末日までに平成 14 年度の再商品化予定委託料金に加え、乙に当該不足金を支払うものとする。

2．前項の規定に拘わらず、甲が、平成 14 年度に特定事業者とならなかったときは、平成 14 年 7 月末日までに当該不足金を乙に支払う。なお、不足金の支払いに関する振込手数料は甲の負担とする。

(通知)

第9条 甲は、甲に以下のことが生じたときは、直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとする。

(1) 氏名、商号、法人名などの名称を変更したとき。
(2) 合併又は清算したとき。
(3) 代表者の氏名又は本店の住所を変更したとき。
(4) 組織変更を行ったとき。
(5) 破産、会社更生、民事再生、会社整理、若しくは特別清算の申し立てがあったとき又は手形若しくは小切手の不渡りを行ったとき。
(6) その他甲に重大な変更があったとき。

(算出根拠)

第10条 乙は、甲に対し、甲の再商品化義務量の算出の根拠となる書類の提出を求めることが出来る。

(秘密保持)

第11条 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報および知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、被開示者の責によらず公知となったものおよび第三者から正当に入手したものはこの限りではない。

(名前等の公表)

第12条 乙は、主務官庁の要請に基づき、容器包装リサイクル法の円滑な運用及び普及のために、甲が本契約を締結し、かつ本契約上の債務の履行を完了したときは、その名称及び所在地（最小独立行政区画）名を公表することができるものとする。

(協議事項)

第13条 本契約の記載事項について疑義を生じた場合、または本契約に記載のない事項については、甲および乙は、誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ乙が保有し、甲がその写しを保有するものとする。なお、本契約書に伴う郵送等に係る費用は、発信者が負担する。

平成　　年　　月　　日

甲：

乙：東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号　郵政互助会琴平ビル 3 階
財団法人　日本容器包装リサイクル協会
理事長　　稲　葉　興　作

※）本契約書（見本）の内容については、一部変更となる可能性があります。

参考資料12

再商品化義務量算定係数の算出根拠

①ガラスびん利用事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝(イ)×(ロ)×(ハ)×(ニ)÷(ホ)（小数点以下第6位を四捨五入）

1.無色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器利用事業者比率 (ニ)	用途別容器利用事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
243,000 t	食料品	100%	44.71%	92.24%	298,819 t	0.33537
	清涼飲料等		20.48%	91.42%	140,343 t	0.32418
	酒類		30.74%	93.45%	208,467 t	0.33485
	医薬品		1.12%	99.52%	7,537 t	0.35937
	化粧品等		2.51%	98.78%	16,982 t	0.35478
	上記以外の用途		0.44%	97.87%	2,908 t	0.35984

2.茶色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器利用事業者比率 (ニ)	用途別容器利用事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
170,000 t	食料品	100%	8.18%	95.45%	33,894 t	0.39161
	清涼飲料等		34.53%	84.84%	143,915 t	0.34605
	酒類		13.28%	98.11%	54,725 t	0.40474
	医薬品		43.42%	96.38%	181,215 t	0.39258
	化粧品等		0.18%	98.16%	733 t	0.40978
	上記以外の用途		0.41%	99.22%	1,712 t	0.40395

3.その他の色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器利用事業者比率 (ニ)	用途別容器利用事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
135,000 t	食料品	100%	21.29%	93.46%	45,642 t	0.58853
	清涼飲料等		11.57%	81.78%	24,009 t	0.53203
	酒類		64.14%	93.55%	135,551 t	0.59759
	医薬品		1.09%	98.26%	2,297 t	0.62947
	化粧品等		1.35%	98.30%	2,767 t	0.64746
	上記以外の用途		0.57%	98.25%	1,404 t	0.53849

※ガラスびんについては、特定包装はないため、本比率は100%となります。

②ガラスびん利用事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

1.無色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器利用事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器利用事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
243,000 t	食料品	100%	44.71%	92.24%	80%	298,819 t	0.26829
	清涼飲料等		20.48%	91.42%	75%	140,343 t	0.24314
	酒類		30.74%	93.45%	70%	208,467 t	0.23440
	医薬品		1.12%	99.52%	20%	7,537 t	0.07187
	化粧品等		2.51%	98.78%	100%	16,982 t	0.35478
	上記以外の用途		0.44%	97.87%	80%	2,908 t	0.28788

2.茶色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器利用事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器利用事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
170,000 t	食料品	100%	8.18%	95.45%	85%	33,894 t	0.33287
	清涼飲料等		34.53%	84.84%	50%	143,915 t	0.17303
	酒類		13.28%	98.11%	50%	54,725 t	0.20237
	医薬品		43.42%	96.38%	45%	181,215 t	0.17666
	化粧品等		0.18%	98.16%	100%	733 t	0.40978
	上記以外の用途		0.41%	99.22%	45%	1,712 t	0.18178

3.その他の色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器利用事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器利用事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
135,000 t	食料品	100%	21.29%	93.46%	95%	45,642 t	0.55911
	清涼飲料等		11.57%	81.78%	80%	24,009 t	0.42563
	酒類		64.14%	93.55%	65%	135,551 t	0.38843
	医薬品		1.09%	98.26%	35%	2,297 t	0.22032
	化粧品等		1.35%	98.30%	100%	2,767 t	0.64746
	上記以外の用途		0.57%	98.25%	85%	1,404 t	0.45771

※ ガラスびんについては、特定包装はないため、本比率は100%となります。

③ガラスびん製造等事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

1.無色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器製造等事業者比率 (ニ)	用途別容器製造等事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
243,000 t	食料品	100%	44.71%	7.76%	405,265 t	0.02080
	清涼飲料等		20.48%	8.58%	177,190 t	0.02410
	酒類		30.74%	6.55%	269,459 t	0.01816
	医薬品		1.12%	0.48%	13,202 t	0.00099
	化粧品等		2.51%	1.22%	12,174 t	0.00611
	上記以外の用途		0.44%	2.13%	1,642 t	0.01387

2.茶色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器製造等事業者比率 (ニ)	用途別容器製造等事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
170,000 t	食料品	100%	8.18%	4.55%	55,926 t	0.01131
	清涼飲料等		34.53%	15.16%	262,059 t	0.03396
	酒類		13.28%	1.89%	89,718 t	0.00476
	医薬品		43.42%	3.62%	245,214 t	0.01090
	化粧品等		0.18%	1.84%	800 t	0.00704
	上記以外の用途		0.41%	0.78%	1,610 t	0.00338

3.その他の色

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率※ (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器製造等事業者比率 (ニ)	用途別容器製造等事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化義務量自主算定係数
135,000 t	食料品	100%	21.29%	6.54%	64,776 t	0.02902
	清涼飲料等		11.57%	18.22%	30,707 t	0.09268
	酒類		64.14%	6.45%	183,957 t	0.03036
	医薬品		1.09%	1.74%	4,220 t	0.00607
	化粧品等		1.35%	1.70%	1,992 t	0.01555
	上記以外の用途		0.57%	1.75%	899 t	0.01498

※ ガラスびんについては、特定包装はないため、本比率は100%となります。

④ガラスびん製造等事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入

1.無色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器製造等事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
243,000 t	食料品	100%	44.71%	7.76%	100%	405,265 t	0.02080
	清涼飲料等		20.48%	8.58%	100%	177,190 t	0.02410
	酒類		30.74%	6.55%	100%	269,459 t	0.01816
	医薬品		1.12%	0.48%	40%	13,202 t	0.00040
	化粧品等		2.51%	1.22%	100%	12,174 t	0.00611
	上記以外の用途		0.44%	2.13%	95%	1,642 t	0.01318

2.茶色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器製造等事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
170,000 t	食料品	100%	8.18%	4.55%	100%	55,926 t	0.01131
	清涼飲料等		34.53%	15.16%	100%	262,059 t	0.03396
	酒類		13.28%	1.89%	95%	89,718 t	0.00452
	医薬品		43.42%	3.62%	50%	245,214 t	0.00545
	化粧品等		0.18%	1.84%	100%	800 t	0.00704
	上記以外の用途		0.41%	0.78%	75%	1,610 t	0.00253

3.その他の色

再商品化義務総量（イ）	用途	特定容器比率 ※（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器製造等事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
135,000 t	食料品	100%	21.29%	6.54%	100%	64,776 t	0.02902
	清涼飲料等		11.57%	18.22%	100%	30,707 t	0.09268
	酒類		64.14%	6.45%	90%	183,957 t	0.02732
	医薬品		1.09%	1.74%	60%	4,220 t	0.00364
	化粧品等		1.35%	1.70%	100%	1,992 t	0.01555
	上記以外の用途		0.57%	1.75%	90%	899 t	0.01348

※ガラスびんについては、特定包装はないため、本比率は100%となります。

⑤PETボトル利用事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 ※ （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器利用 事業者比率 （ニ）	用途別容器利用 事業者総排出見込量 （ホ）	用途別再商品化 義務量自主算定係数
153,850 t	しょうゆ	100%	6.62%	87.21%	15,971 t	0.55615
	清涼飲料		88.55%	80.46%	214,969 t	0.50991
	酒類		4.83%	87.82%	11,652 t	0.56006

⑥PETボトル利用事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 ※ （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器利用 事業者比率 （ニ）	容器包装廃棄物 比率 （ホ）	用途別容器利用 事業者総排出見込量 （ヘ）	用途別再商品化 義務量簡易算定係数
153,850 t	しょうゆ	100%	6.62%	87.21%	90%	15,971 t	0.50053
	清涼飲料		88.55%	80.46%	90%	214,969 t	0.45892
	酒類		4.83%	87.82%	85%	11,652 t	0.47605

⑦PETボトル製造等事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 ※ （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造 等事業者比率 （ニ）	用途別容器製造等 事業者総排出見込量 （ホ）	用途別再商品化 義務量自主算定係数
153,850 t	しょうゆ	100%	6.62%	12.79%	17,879 t	0.07286
	清涼飲料		88.55%	19.54%	256,243 t	0.10389
	酒類		4.83%	12.18%	13,612 t	0.06649

⑧PETボトル製造等事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 ※ （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造 等事業者比率 （ニ）	容器包装廃棄物 比率 （ホ）	用途別容器製造等 事業者総排出見込量 （ヘ）	用途別再商品化 義務量簡易算定係数
153,850 t	しょうゆ	100%	6.62%	12.79%	90%	17,879 t	0.06557
	清涼飲料		88.55%	19.54%	100%	256,243 t	0.10389
	酒類		4.83%	12.18%	95%	13,612 t	0.06317

※PETボトルについては、特定包装はないため、本比率は100%となります。

⑨プラスチック製容器包装利用事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量（イ）	用途		特定容器比率（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器利用事業者比率（ニ）	用途別容器利用事業者総排出見込量（ホ）	用途別再商品化義務量自主算定係数
240,120 t	容器	食料品	92.91%	49.66%	95.67%	441,030 t	0.24033
		清涼飲料等		2.29%	95.60%	20,031 t	0.24383
		酒類		0.60%	99.03%	5,315 t	0.24941
		石鹸・塗料等		5.97%	95.17%	51,319 t	0.24699
		医薬品		1.86%	96.68%	16,489 t	0.24330
		化粧品等		5.71%	96.17%	50,051 t	0.24477
		小売業		23.34%	99.12%	208,001 t	0.24813
		上記以外の用途		10.58%	99.59%	90,264 t	0.26042
	包装		7.09%	100%	100%	70,371 t	0.24193

⑩プラスチック製容器包装利用事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量（イ）	用途		特定容器比率（ロ）	用途別比率（ハ）	用途別容器利用事業者比率（ニ）	容器包装廃棄物比率（ホ）	用途別容器利用事業者総排出見込量（ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
240,120 t	容器	食料品	92.91%	49.66%	95.67%	80%	441,030 t	0.19226
		清涼飲料等		2.29%	95.60%	85%	20,031 t	0.20725
		酒類		0.60%	99.03%	75%	5,315 t	0.18705
		石鹸・塗料等		5.97%	95.17%	90%	51,319 t	0.22229
		医薬品		1.86%	96.68%	30%	16,489 t	0.07299
		化粧品等		5.71%	96.17%	100%	50,051 t	0.24477
		小売業		23.34%	99.12%	95%	208,001 t	0.23573
		上記以外の用途		10.58%	99.59%	35%	90,264 t	0.09115
	包装		7.09%	100.00%	100.00%	60%	70,371 t	0.14516

⑪プラスチック製容器製造等事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造等事業者比率 （ニ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量 （ホ）	用途別再商品化義務量自主算定係数
240,120 t	食料品	92.91%	49.66%	4.33%	504,232 t	0.00951
	清涼飲料等		2.29%	4.40%	28,909 t	0.00778
	酒類		0.60%	0.97%	7,735 t	0.00168
	石鹸・塗料等		5.97%	4.83%	48,546 t	0.01325
	医薬品		1.86%	3.32%	52,012 t	0.00265
	化粧品等		5.71%	3.83%	55,738 t	0.00875
	小売業		23.34%	0.88%	145,377 t	0.00315
	上記以外の用途		10.58%	0.41%	207,564 t	0.00047

⑫プラスチック製容器製造等事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造等事業者比率 （ニ）	容器包装廃棄物比率 （ホ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量 （ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
240,120 t	食料品	92.91%	49.66%	4.33%	90%	504,232 t	0.00856
	清涼飲料等		2.29%	4.40%	90%	28,909 t	0.00700
	酒類		0.60%	0.97%	100%	7,735 t	0.00168
	石鹸・塗料等		5.97%	4.83%	85%	48,546 t	0.01126
	医薬品		1.86%	3.32%	80%	52,012 t	0.00212
	化粧品等		5.71%	3.83%	100%	55,738 t	0.00875
	小売業		23.34%	0.88%	90%	145,377 t	0.00284
	上記以外の用途		10.58%	0.41%	70%	207,564 t	0.00033

⑬紙製容器包装利用事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途		特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器利用 事業者比率 （ニ）	用途別容器利用 事業者総排出見込量 （ホ）	用途別再商品化 義務量自主算定係数
111,600 t	容器	食料品	87.42%	35.73%	95.03%	287,714 t	0.11514
		清涼飲料等		2.94%	95.20%	23,316 t	0.11711
		酒類		3.31%	94.07%	26,768 t	0.11348
		石鹸・塗料等		5.21%	95.22%	41,888 t	0.11555
		医薬品		3.47%	99.15%	28,180 t	0.11911
		化粧品等		3.85%	99.10%	30,951 t	0.12026
		小売業		14.61%	99.13%	117,413 t	0.12034
		上記以外の用途		30.88%	99.38%	250,654 t	0.11945
	包装		12.58%	100.00%	100.00%	190,163 t	0.07383

⑭紙製容器包装利用事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途		特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器 利用事業者比率 （ニ）	容器包装廃棄物 比率 （ホ）	用途別容器利用 事業者総排出見込量 （ヘ）	用途別再商品化 義務量簡易算定係数
111,600 t	容器	食料品	87.42%	35.73%	95.03%	85%	287,714 t	0.09786
		清涼飲料等		2.94%	95.20%	70%	23,316 t	0.08198
		酒類		3.31%	94.07%	90%	26,768 t	0.10214
		石鹸・塗料等		5.21%	95.22%	100%	41,888 t	0.11555
		医薬品		3.47%	99.15%	70%	28,180 t	0.08338
		化粧品等		3.85%	99.10%	95%	30,951 t	0.11425
		小売業		14.61%	99.13%	75%	117,413 t	0.09026
		上記以外の用途		30.88%	99.38%	65%	250,654 t	0.07764
	包装		12.58%	100.00%	100.00%	70%	190,163 t	0.05168

⑮紙製容器包装製造等事業者（自主算定方式）

再商品化義務量自主算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）÷（ホ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造等事業者比率 （ニ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量 （ホ）	用途別再商品化義務量自主算定係数
111,600 t	食料品	87.42%	35.73%	4.97%	291,197 t	0.00595
	清涼飲料等		2.94%	4.80%	46,037 t	0.00299
	酒類		3.31%	5.93%	37,326 t	0.00513
	石鹸・塗料等		5.21%	4.78%	36,355 t	0.00668
	医薬品		3.47%	0.85%	23,504 t	0.00122
	化粧品等		3.85%	0.90%	18,736 t	0.00180
	小売業		14.61%	0.87%	170,303 t	0.00073
	上記以外の用途		30.88%	0.62%	250,872 t	0.00074

⑯紙製容器包装製造等事業者（簡易算定方式）

再商品化義務量簡易算定係数＝（イ）×（ロ）×（ハ）×（ニ）×（ホ）÷（ヘ）（小数点以下第6位を四捨五入）

再商品化義務総量 （イ）	用途	特定容器比率 （ロ）	用途別比率 （ハ）	用途別容器製造等事業者比率 （ニ）	容器包装廃棄物比率 （ホ）	用途別容器製造等事業者総排出見込量 （ヘ）	用途別再商品化義務量簡易算定係数
111,600 t	食料品	87.42%	35.73%	4.97%	90%	291,197 t	0.00535
	清涼飲料等		2.94%	4.80%	100%	46,037 t	0.00299
	酒類		3.31%	5.93%	100%	37,326 t	0.00513
	石鹸・塗料等		5.21%	4.78%	95%	36,355 t	0.00635
	医薬品		3.47%	0.85%	90%	23,504 t	0.00110
	化粧品等		3.85%	0.90%	95%	18,736 t	0.00171
	小売業		14.61%	0.87%	95%	170,303 t	0.00069
	上記以外の用途		30.88%	0.62%	60%	250,872 t	0.00045